

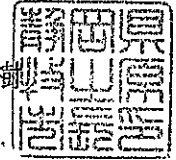


牧之原市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営畑地帯総合整備事業牧之原勝間田地区（上庄内原工区）についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成24年4月6日

牧之原市長 西原茂樹



1 大字勝田字原に編入する区域

牧之原市大字勝田字段坂1211の7、字鳴沢原1660の1から1660の4まで、1661の1、1670の1、1670の2、1686の1、字古コナ1705の1の一部、1706の1、1707の一部、1708の1、1708の2の一部、1708の4、1709、1710の一部、1711の1、1711の2の一部、1712の1の一部、1713の一部、1722、字三ッ俣1714の一部、字奥原1756、1757、1787の1、1787の3、1788の1、1788の2の一部、1788の3、1788の4の一部、1789の1から1789の4まで、1791の1の一部、1791の2、1792の1の一部、1794の一部、1796の1の一部、1802の1の一部から1802の3の一部まで、1803の2の一部、1804の1から1804の3まで、1805の一部、字中原1815の1、1815の2、1816の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

2 牧之原市大字勝田字奥原に編入する区域

牧之原市大字勝田字池ノ上1826の一部、1827の一部、1833の1の一部、1833の5の一部、字中原1814の1の一部、1814の2、1829の一部、1830の一部、1923の一部、1924の一部、1925及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

3 牧之原市大字勝田字古コナに編入する区域

牧之原市大字勝田字原1662の3、1663の3、1690の1、1691の1、1691の3、1692、1693、1694の1、1696の1、1696の2、1697、1700、1701、1715の1の一部、1819、1821の1、1821の2の一部、1858の一部、1865の1、字三ッ俣1714の一部、1820の1、1857の一部、1859の1、1859の2、1860の1、1861から1864まで、1866、字奥原1717の1の一部、1805の一部、字中原1814の1の一部、1814の3の一部、1814の4、1816の一部、1817の1、1818の1、1818の3、1830の一部、字奥沢川1895の4、1895の61の一部、1895の81、1895の82の一部、字池ノ上1826の一部、1827の一部、1833の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

4 牧之原市大字勝田字池ノ上に編入する区域

牧之原市大字勝田字原1821の2の一部、1846、1850の1、1850の2、1851、1852、1855、1856、1858の一部、字中原1814の3の一部、1829の一部、1830の一部、1831、1919、1920、1923の一部、1924の一部、字三ッ俣1857の一部、字奥原1917の1、1921の1の一部、1922の1の一部、字奥沢原1895の61の一部、1895の78、1895の82の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

「上記地番は平成23年12月1日現在の登記簿による。」